



豊能行第 335 号
令和 8 年 10 月 1 日

豊能町建設工事等競争入札参加資格者 各位

豊能町長 上 浦



公共工事における下請負人への指導徹底について（通知）

日頃より、本町発注の公共工事の施工にご協力いただき、感謝申し上げます。

公共工事は、税金などの公的資金を財源として行われるものであり、施工に携わる事業者におかれましては、高い倫理観と公德心をもち、法令遵守及び現場規律の維持に努めることが強く求められます。公共工事の適正な施工を確保するためには、元請負人が下請負人に対し、法令遵守及び安全管理の両面から適切な指導監督を行うことが不可欠です。

しかしながら、工事現場においては、下請負人による法令等の理解不足や、元請負人による指導監督が十分に行き届いていないことに起因すると考えられる不適切な事案（公共施設の不適切使用やモラルに反する行為等）が見受けられます。このような行為は、公費で施工する公共工事全体に対する町民の信頼を著しく損なうものです。

つきましては、公共工事を行う事業者としての自覚と社会的責任を改めて再認識のうえ、下記事項に留意し、下請負人に対する指導・監督を一層徹底していただくよう通知いたします。

記

1 関係法令等

(1) 建設業法第 24 条の 7（元請負人の指導等）

元請負人（特定建設業者）は、下請負人が建設工事を適正に施工するため、当該下請負人が建設業法その他建設工事の施工に関する法令の規定を遵守するよう、指導に努めなければならないとされている。

(2) 建設業法第 24 条の 8（施工体制台帳の作成等）

一定規模以上の下請契約を締結した元請負人は、施工体制台帳を作成し、下請負人の名称、施工範囲等を記載するとともに、現場の見やすい場所に施工体系図を掲示しなければならないとされている。

(3) 建設業法第 26 条の 4 (主任技術者及び管理技術者の職務等)

建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならないとされている。

(4) 労働安全衛生法第 29 条 (元方事業者の講ずべき措置等)

元方事業者 (元請負人) は、関係請負人 (下請負人) 及びその労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないとされている。また、違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないとされている。

(5) 労働安全衛生法第 30 条 (特定元方事業者等の講ずべき措置)

建設業に係る特定元方事業者は、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視、安全衛生教育の指導・援助等、労働災害防止のための必要な措置を講じなければならないとされている。

(6) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (入契法) 第 15 条等

公共工事の受注者は、施工体制の適正化を図るため、施工体制台帳の作成・提出等、法令に定める措置を遵守しなければならないとされている。

2 元請負人に求める対応

(1) 法令遵守及び社会的責任・倫理観に関する指導

下請契約の締結および作業開始にあたり、下請負人に対し、工事に関係する法令等の遵守を徹底させるとともに、「税金により賄われる公共工事の施工者」としての社会的責任、倫理観及び公德心の保持について周到に指導すること。

(2) 施工体制の適正化

施工体制台帳及び施工体系図を適切に作成・整備し、下請負人の範囲及び役割を明確にするとともに、現場における指揮命令系統を明確化すること。

(3) 安全管理体制及び現場規律の徹底

作業開始前に、下請負人を含めた関係者間で工事内容・作業手順・危険箇所等について十分な打合せ (安全衛生協議会等) を行い、リスクの把握と対策を共有するとともに、現場周辺の環境や施設への配慮・不正行為防止を徹底すること。

(4) 現場巡視・指導の実施

現場代理人等が定期的に現場を巡視し、下請負人による法令違反や不安全行動のほか、周囲の公共施設等の不適切使用・不徳行為がないか確認し、問題が認められた場合には直ちに是正指示を行うこと。

(5) 教育・周知の徹底 (現場固有の留意事項・禁止行為の明示)

新たに現場に入場する下請負人の作業員に対し、安全衛生教育並びに現場固有の留意事項（現場内外の公共物・インフラ施設等の不適切使用禁止などの禁止行為を含む）について、確実に周知徹底すること。

(6) 記録の保持

指導・是正指示等の内容については、記録を作成し、適切に保管すること。

3 今後の対応について

本通知の趣旨に反し、公共工事に対する町民の信頼を失墜させる法令違反や不適切行為が確認された場合には、**指名停止等の厳正な措置**を検討することがありますので、あらかじめご承知おきください。

各社におかれては、本通知の内容を十分にご理解のうえ、公共工事を担う自覚と責任をもって下請負人への指導を一層徹底されるよう、重ねてお願いいたします。

以上

【本通知に関する問い合わせ先】

豊能町 総務部 行財政課 契約検査室

TEL 072-739-3416

FAX 072-739-1980

E-mail keiyaku@town.toyono.osaka.jp